素靈考

第七九二號
第七函三〇號
真西考
= 5
2459

2459

真暦考

西ゝ方ゝ純年の東強ゆき。ゝゝひ免ぐゝふありさま
ハ。ちゝど免絶のさゝゝ明まれで。大穴年遅少名毘古那
乃神代より。天の御ゝ孝。布のふ霞の立さゝひて。和
けさの朝ざゝゝそ免。柳ちがやもとゝちど免。篝ちがや
なきそめて。ちさぐ弦柏の新まりはゞ酒るけをるむ。
ちど免とハけゞど免ゝりける。

天ゝゝ。和ハのどもし。新ハはゝゝる。
年の首ハ。酒ちふ此時ちるゞきこやちりいちゞる

をかゝ(カ)むりてハ古夏の代ゝハ今の正月を正月と
せゝを殷(イン)の代よハ今の十二月を正月とし周(シウ)の代
ふハ今乃十一月を正月としておのゝその月を
年の始(メ)とせゝこれと三正といひて例の皆理(ことわり)あるす
ぢなゝいひなせども由てふハ終ゝに是てまの
事を改むるをよきよする國俗(クニナラハシ)なれバゝ己(オノ)が功(イサヲ)
を示をむとておもゝかゝ法るまで改めてるあなる
さても世中ハ多ふよくバゝそさもはゝめなれ
ども事の俄(ニハカ)よかゝりてまたゝハゝそれバゝ世こふ

民(タミ)の煩(ワヅラヒ)となりてゝ紀てはいさゝもなしこれバ
てゝ周乃代までもこの民ぞゝハ行(ヤ)れまたる
まゝふ夏の代乃定(サダ)めたる今の正月を正月をハし
居(ヲリ)しても春つれこゝもみさくも正朔を改むるハ民の
ものゝひてゝかゝわざわざる事をさとるべし
て秦の代よハ又改めて今の十月を正月をせゝ
漢(ナム)の代ゝなりてゝ景帝とゝゝ王が時までは
さて有てゝ史記漢書などゝいふをふ歳首(トシノハジメ)でふ
十月と云ふ世ふハ又をゝ月とゝ有りゝ十月を

始めせばなの三代のごとしする所甚月を正月とせそ
いつべきれたる免をも十月といつるハ何の意ぞや
おハ巣の始ハ秦のさぐ免をもちひるゝ月の名
ハ夏の定免およれるゝやいとゝ後ぎゝ〳〵さて武帝
といひしが時よりもゝ〳〵夏の定免を用ひてより今乃
世よりてるまで改むることなし〳〵こハ孔丘も夏の時を行
ひもといつるしぬくまことふ為るべきことなり さて
皇国も今ハ立春の初を春の始といひて年の始と
せるハ〳〵ふるより暦まゐりてより後よ長暦をもて

推(カゾ)へて上つ代よりを定(レカ)免つる始めをむとおもふハ
むがてゝろくあめこハ暦ふよることなくゝもより然(シカ)
有しを上ふいつるがごとし
さて一とせの来(キ)歴(ヘ)行(ユク)ひぐさを四つふるさぐみて春(ハル)夏(ナツ)秋(アキ)
冬(フユ)とぞいひける これをば神代より然(シカ)なり来(キ)ぬる事ふ
き賀今その故ハいかゝあめしも知(シル)べきなり〳〵ゝ後と
ふいとぐ温(アタ)かる暑(アツ)き涼(スズシ)寒(サム)四つのかゝりあれ
なるべし

抑(ソモ)一年(ヒトセ)ハ四月(ツヅキ)より九月(ナガツキ)まで六月(ムツキ)及十月(カミナヅキ)より三月(ヤヨヒ)

まづ冬夏と二つに分るゝも。又それを四つに分ても。
又二月(フタツキ)づゝ六つに分ても。又四十五六日づゝ八つに分ても。
みな同じことにて。難(ツミ)なるべき事にはあらぬを。四(ツ)に分るゝは。
かくしも然るべき。おのづからなる理なれば。暑き寒
きの間(アヒダ)に。暑くもあらず寒くもあらずして。温(アタヽカ)なる時と涼し
き時とのあれば。二つにしては分ちがたし。六(ムツ)八(ヤツ)などに分ては
かくしては。過(スギ)たれば也。さて温なる暑きすゞし
き寒きとに分りてぞ。わかれたるものなるゆゑに。そのかく
その中(ナカバ)を取て。ことわりをせば。二三四月(キサラギヤヨヒウヅキ)を春。五六(サツキミナヅキ)

七月(フミヅキ)を夏。八九十月(ハヅキナガツキカミナヅキ)を秋。十一十二正月(シモツキシハスムツキ)を冬とするを
もべし。三月(ヤヨヒ)は温(アタヽカ)なるなれば。那是は春のなかばし。
六月(ミナツキ)は暑きさかりなれば。夏のなかばとするがよし。
されどいにしへは。悉く皆その始(メ)をもて名を定めける
物なり。正月(ムツキ)は何ごとの始。七月(フミヅキ)はすゞしき始(ノ)に
てなり。春と秋とのことばは。外(ホカ)もみ
な同じ。これも神の御代よりさだまりけるか
なり。

此春夏秋冬といふ名ども。いと古く(フル)見えて。古事記出紀

の弄ぶとりも。をかしく見えたり。
春日(ハルヒ)とうたへて。書紀武烈帝の影媛(カゲヒメ)の弄ふ見えし。
夏虫(ナツムシ)といへる。仁徳帝の磐媛(イハノヒメ)命の淳弄ふ見えし。
夏草(ナツクサ)といへる。古事記の遠(トホツ)淡海(アフミ)の国(クニ)の宮(ミヤ)の人(ヒト)の衣通(ソトホリ)の姫(ヒメ)の
はなを見て。秋の田といへる。万葉集二の巻に磐媛(イハノヒメ)
命の淳弄ふ見えし。雪(フユキ)といへる。古事記(フルコトフミ)明宮(アキラノミヤ)の
吉野(クズビト)の玉栖人が弄ふ見えたり。此やうなる。ぬは。
狂ふるきもなり。
かくてこの月のはを。又さ。ぢ。見るゝば。事や。三つばかり。ふ

きざみて。春の始。秋乃なるゝば。をかしきもの。
上つ代乃四時(ヨツノトキ)は。暦の節気乃ばかりを用ひて。
春の始は。いとゝある立春(リツシユン)のころ。さて立春のころ
なる。二月の節は。はるかまでを。春のさかりとして。それより
三月の若乃ころ。ばかり。城。裏のゝばかりを。さかりとして四
月は節の中までを。春の末やうせり。夏秋冬もなず
ゝ。さくさくばかり。はるかく三つばかり。ふ分て。始ゝ。ゝば
ゝ。来ゝ。はいひ。ゝ。ゝばも。葉月(ソノツキ)といひて。一年(ヒトセ)を十二月(ツキ)
ゝ。定むるゝ。ゝ。ゝ。

その春乃そで先ハ、それら年毎始るれバ、上よい一ふ
でくみて、夏秋冬のそで先ハ、又そのそりくの
物のうへを見ぬて知るべし。裏のそでめし同じくて、
天(ソラ)の巡りし、日月出入(イデイル)ること、月月光の清(キヨ)さみぢさみぢふ
考へ、ハるハ木草ハうへをこそ、此木乃花さくハ、その季(トキ)月
そのころ、花乃木の実(ミ)なるハ、それとそのそのほど、ころ
苔ハ生(オヒ)出るハ、いつ乃いつでろ、そ乃草ハ枯(カ)るハ、いつ
乃いつ乃ごろ、ハるハ回(メグ)り、物畠(ハタ)つものりつまて
も、稲(イネ)のみのるまふ、ハるハそのそで、麦(ムギ)の穂(ホ)のあらむハ

花のころ、ふでくもろえ、ハるハ香ハとそふゆきう
へるを見、虫の穴ハかへれ出るをうかがひなで、そで天
地(ツチ)のうへふをかくに、ちどひさうれ、ハ、ハるハ
ようてるむ、菜季(ソノトキ)のいつかでハさぶあきりくる。
上なる天そそう、季ハみるうに、下なるも皆
おなじ、日月を四季ともいひふへふれり。
菜そそのしるしも。
後の世よハ暦しいふ物有て、月日のはぐめハ、
ゆゑ(ゑ)おく、ハるよ、天地の間(アヒダ)乃物のうへを見ぬて、考へ

むかしもさて常にむねをつまざれバ見てもしらるる
ことわりざれバ今の人などの心ハ上件のごとく
して定めむをバおのづからうちとけぬべけれど
いにしへことばのさまかハ代々ハかはりて然して
定むるなまじひなりしかば人みなよくえしらず字
ありて遙かに遠くなりにけりしかしても何とぞ心を
つまくつき馴ぬる事どもゝつまびらかにせざれ
あらくハおもひのまゝにこともおきかへたるもある物
なり万葉集の哥にもさうらる天のかぐ山此

ゆふぐ霞たなびく春たつらしも又うちなびく春
さりぬらし吾が門の柳乃うれに鶯なきつ春過
て夏来たるらし白妙の衣ほしたり天のかぐ山
妹が手をとろし池乃浪立よりの鳥音けになく
秋さりぬらしなどしるせる。みな見しく物によりて。
その時をしれる趣にて上つ代の意にかなへり。
世がなかに来るてふ大御哥ハ殊に人の心ばせ
をすらえそなりして志るし見えし流る御趣なる
そや此からまもおほかれど。さかりやすき二つ三

つを始めとして今の世にいたるまでも弄ふよ
むかもむまれたるハかゝることにハあれ
ども古言にいへるとおもふと万葉集など
のそれにこそあめ
さて志ゝ一季の年強をバ
年経ハきゝ伝へてハ古事記よ倭建命の御
哥よ答へ給ひる義夜受比賣乃うたふ
何ゝゝ毎の年ゞ年強れバあゝたゞ月日を
年強ゆゝしうて万葉集十五のまきに何ゝ

毎月月日も年強ぬしあるべく年月日
いづれよりれいまゞ来ぎりしゞつぎくふ
来て経行をいひてさて来強しいへバ此那
ゝ年月日の強ゆく事ふなりて万葉など
ふ年長くゝあるくゝもゝ来強長くして
その保ゞの久しきをいふ古言又日を数へて
てゝゝゝもゝ幾来強暦をこゝみしつきてる
も来強数へて一日くゝとつぎくふ来強
ふを数へゆく由の名なりされバ今一季の来

強くいつるハ春夏秋冬いづまふまれ一季を強れ
間のこと多し下ふいへども皆同じことなり
なほ三つふ分いつるのことなりて その頃の日次ぞをいくつ
の日くやまぐ先いつるとあるときされば年社ぐ先
季のほど先ぐも まハやうふ某日ちうハなく その日
数ちかるべ幾十日もまぐふハ所ぐて 三系
大らうちなむ育ける
年まる季乃日数も昭のほとをきハやうなる定ま
ぐハたちりしうぐも 神代ちりて系社年をう

繰ありぬる その所ひぐふかぎりなる世年の人の
中ふハかしこくいひぐまりとぐれさ ぐうもさは
ま育ぬべくれバ暦ハ明くも みふこありふときゃう人
きるべき事も あるまぐ所ふ所ぐれども かく人
所ぐしハちぐまるいなく 人乃ぐも大らうふるむ
有りれバ世間ふきぐ有りまめるる 我志ぐて
考へきるむ乃ぐ 所ぐしなまれバ たぐりとうを
所まぐふ大らうてハるまるぐ されどふし
なぐぐ乃ぐふの人のさとりふも 大ぐさよ 年ぐせ一季

乃日数などハ。おのゝ〳〵世ふるころ考へて。た
ゞくにいひも傳へ。傳へあるを筆にハ。ゝゞ〳〵も
いとよくこゝ様を知てありぬべきもしバ。某季の比
免ハ。昨日今日やあゝむ。明日しもあゝむとゝ
までとりまでやあゝむ。明日しもあゝむとゝ
までとりまでとかのづゝ定まりゝ
きむゝ。さもゝ。さぶらふ今日といふさぶらハ
なゝもしバ。なゝ思ひらめるこゝろぐゝよて。代々の人。
一日二日乃きぢ免ハつまよりぬべし。おろ〳〵ぶ
ぬまでゝ。ゝゝ〳〵ち日数のさぶらゝ。ゝゝしバこれ

もゝもたゞひゝて。次の季も又同じ事なるき。
ゝゝを季の始月乃ゝゝを。きゝやふ定めそ。その
日より数ゝ。二日ふあゝる日を。やゝて二日といひ。三
日ふあゝる日を三日といひく。たゞくゝ日なるく。某
日くゝ定免いゝゝ。ゝゝハ。ゝゝふ後ゝ。暦を用る
世よりての事なり。但し。ゝ唐も中古までハ。で
二日三日などゝのゝハいゝで。二日の日三日乃日などゝ
いゝりと思ハれゝ。帳字書ハあゝく。紙書りこれハ
古言のゝゞゝゝきハ。暦を用ひぬゝれ

一時ふ定めたる事なれば、其故ハ、こゝて上
代より、一二三より千万といふまで、さて物の数を
計ふる名よりて有名れ、次第をいふ名よハ何ぞ
其貫、物の次第を一云と二云とおしいふたりぶをよね
異にして、譲なれ哭ちれて後の事なりかゝ記して
一二三ハどいふハ、数をなぞらるゝも、次第をいふも、
兼用る字なる数ゆ、こゝ物のげかゝそれぐう
ちりてこゝ、次第をいふゆ也用る形ゝひゆハ
なりぬれ、なほ物ゝ定、古の言よ、物のつ

いぐを、一二三年ぐいてる倭さゝふなし、の倭建命
ふこゝ人年りしゝ、年ハ九夜日ハ十日をと
よあゝ、日次の法いぐ年はあゝ、年ゝ量をと乃
数をいてる言なりされバ日数をいくゝと数ふると
ハ、上つ代より有しゝ、又ゝ播磨ゝ也まち
ゝ年ゝ、みゝ、ほ、三日ゝ日の潮よハあゝ、巌
激の言して、速といてふ年てる枕詞なりて、古事
記傳、建御雷神のとゝろよいてるゞあし、又万葉集
の歌ゝふ、三日月とゝ年るを、三日の月とゝてる

ハ如し。又朔より三日にあたる夜の月としてなされり。
されバ既に二日の日三日乃月なくいつも二日ハ
あたる日三日にあたる日といへることを伝ふ先に為ぬ
名なり。然るを後の世よいかでハさて二日三日など
どしられいひて、古乃まゝにいふをバわすれて言重ね
まるでと思ふなし、又ハ古の言を誤りしなる教本
且そもく暦を用ひ始め給へるころハ、やゝ降りぬる
世なりしかど猶も古言を存じしなハざり
し哉思へバ、まして上つ代にハ、季のうちの日次

をいくらくと定むる事ハなかりけむもしくハなかり
けるかし。定めむとすとも一日くにくに名づくべき
詞なかるべし。又ひとく名づけもせバ、後よむ月き
さらにあらじ。ふ月の名乃ごとく、三十日の名をも
おとくまゝありしかバ、あるべかりし。又されどそれまでも
なかりしを、その季ハ始とす。其日こそ定めけりしかバ、
はじめく乃日どりしいふくらハさらに知年。なる人ありひ
まことにもし日次のはじまりなるらむ。よさとへバ
親なとのみなかりしつらむ後なとも、年くいづれの日

さるは其日とは定めて、しのびもしなむ。古へこそしく、
上つ代にしは、さるたぐひの事なかりしかば、其季（ソノトキ）のそ
のほどほど大（オホ）らかにさだめおきて、事たりしなり。
後の代のごとし、其月（ソノツキ）の其日（ソノヒ）を定むるは、正（タダ）しきに似
たれども、凡て暦の月次（ツキナミ）日次（ヒナミ）に、年のかはりとは
ちがひゆきて、ひとしからねば、去年（コゾ）の三月（ヤヨヒ）の晦（ツゴモリ）を、
今年（コトシ）は四月（ウヅキ）の十日ごろにあたれば、或は十日ばかり
も違（タガ）ひて、月さへ其月にあたらぬ事もあるなれば、
中々に其日にはいとうとくなるわざなり。上つ
代のごとくなるこそ、中々に、其人（ソノヒト）の為には、此樹（コノキ）の黄葉（モミヂ）
ちりしを見し日ぞしなどてはじむる故に、年ご
とに其日は、満つれ其日に必ずあたりて、さらに
違ふ事なければ、これは、物しきに似て、又めでたきを
正（タダ）しく親（シタ）しきなむ有ける。凡（スベ）て昔は、方々、又ゆく末の
ことをいはむとしては、近（チカ）きをなむ事には、其（ソノ）事の
有しは、幾日（イクカ）すぎて、其事ありしなむは、いま幾日（イクカ）とい
ひ、幾十（イクソ）幾日（イクカ）まへ、その季（トキ）の其頃、其事ある
有し。今（イマ）幾十（イクソ）幾日（イクカ）有りて、其の季（トキ）のそれごろ、其事（ソノコト）

れあるまなどぞいとうるさしかれど書うむ事は
はしもおろかなれ日数をそなへかぞふしはべるま
日次の定まるごろ世はいくの日といつてそれ
をれどそれをそなぬべきもはべるべれば年ど
去年は某季乃その時乃
そのころといはるはいく年さの某季の時は
て後いとくをそなて乃年ぞはの季はそのなど
などいつべしなむを昔の事なるむ乃は某宮
ふ天の下をろし代の幾年といひし年

ぞはその時どなかしいをそなかくをあよいてをみを
年をも日ぬもその数をかくいるれば上つ代
乃をばあり かれど上つ代くぞは年を元年二
年三年ぞ史よ紀されども訓よ紀はある
るぞまげ元年はぞはまにてぞ免の乃ぞよ
みくろしまを二年三年乃はを次第をも
ている文るれば ぞはまに卿て皇乃詞
ぞひよはべぞ年をを卿てはぞ数を
をぞくるのを紀何て其年をさていをあ

年号又ふるかの号例で八年としつゝ相の二つ
あるをいふ相よりてさゝふるハざれバなり。さ
き慶元年より強敵をうぞくして始ゝ世ふ始ゝ流
ゝ。又八ふるを世ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝなぞしつゝぞ。上つ代
のてゝぶるれバ。ゝゝも[illegible]ゝ[illegible]ゝ。三年四年
ゝ[illegible]後も皆同じ。始ゝを近き世の人乃。文ゝ[illegible]
年号月日をゝくふ。某年号ハ二つの年。三つの年ふ
どゝかゝくハ。皇國の相のつゝひざ毎をゝゝぞるなり。中
昔まで乃文ゝハ。始ゝ[illegible]るゝハ。ゝゝて。某年号ハ二

年ふ始ゝる年。あるハ二ゝ世ゝ[illegible]ゝ。なゝゝ乃ふ
書已ゝ。ゝれ古の意言乃。始ゝ[illegible]ゝ。此ゝ[illegible]
ばゝひハ。年をいふのゝ。ふ始ゝ。何事ふもその次第
をいゝむゝハ。皆かゝゝ毎ゝ[illegible]ゝ皇國のなる
ゝゝ。此四時の始ゝ毎ゝ[illegible]ゝハ始ゝず。月ゝ又月ゝいふを
始ありゝ。天ゝる月乃。滿ゝゝを見ゝ[illegible]ゝ。ゝる一
始ゝりを。一月ゝ始ゝ。
上ふ引る義夜受記始の為。始ゝ毎の月ハ某
強ゝりゝ始ゝるハ。代月なり。

そのすぎゆへ、一月を三つよりすぎざるゝ。ついてちりらたゞ
そりゝつり。そはまゞ西の方乃方へよる。日の入ぬる所へふ。
月乃海のふ見ゝそ命ゝる比を始ゝて。それより十日
ばかりがゝどかきて。月立(ツイタチ)といり。月乃見ゝくゝよ立(タチ)ゆ
ゝ海どゝるれバたゝ宝。

月立ハ佐いゝゝ。

朔(ツイタチ)の始を定むゝる。日次(ヒナミ)ハかゝゝゞ。今の二日(フツカ)
乃日おまれ。三日(ミカ)の日おまれ。昏(クレ)ゆ月の見ゝそむる
日を始(ハジメ)とせり。暦ゆ朔ゝする日ハ。いまゞ月見ゝざ

ゝ。ゆ。ゆ晦(ツゴモリ)の末なり。かゝゝ。ゆゝて。合朔といひて。
月ゝ日ゆ海ゝしく一方ゆ會(アヒ)ていさゝかも月乃
光の見ゝざる日。浅(朔)ゝハそあれど。宝國(クニ)の古へ
ゝ。ついゝゝゝ月立(ツキタチ)のそゝて。月おそゝに
立ゝ見ゆゝをいゝ。立(ツ)ゝハ。ゝゝる。ゝ西ゝるゝを。
震霧なゝどの立(ツ)ハ。下ゝり立(タ)のゝるをいゝ。浅(朔)
ハ西の方へ下(クダ)ゝるゝ。ゝゝれバ。立(タツ)といゝゝゆゝゝ
ゝゝゝゝ。昨日(キノフ)まゝ見ゝざりしゝ。初(ハジ)ゝゝゝゝ
ハ。立(タ)のゝるゆ同じゝ。そゝやゝくゝよ見ゆ高(コヒ)くゝて

ゆくてをうけて。をろく月立ハいつ。倭建命の。
美夜受比賣のおそものすそ小。月水のつきるを
見そなはして。月立よりとゝまる。天乃
月の立ハ。せさく。月ハ乃さまるなり。月立て
いつ事。これてそ。ハ乃さまるなり。月立て
なをいつをかゝ。ふよいゝる立春立秋より。
ふ言ゝ。ハ乃月乃立ちうるゝ。わすれまゝが
命。万葉集小。正月ゝとあるハ。月のゝを
いつゝ。又今の世乃言小。月日のゝ。

通ひを。ハ今月の立を。先の月ゝ。
へゝして。ふ言ゝ。
さて中ゝ十日ゝ。ゝが海ゝを。ゝ。月の形
乃満ゝ。ハ。月立の初ゝ。十四五日ゝ
ゝる日ゝ。乃月ハ。望ゝ。ハ。
十四五日ハ。ゝ。ゝ。望ハ。
ゝ。ハ満ゝ。月乃満ゝ。
中旬のゝ。
あゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ハ

つゐ(終)に。さて今望(モチ)の極(キハ)を。十五六日といをずして。
十四五日よりつる日といつるハ。上つ代の翔(ツイタチ)を。暦の
二日三日ごろなるしばなり。さて伊勢物語ふ。そのころ
みふ月のもちばかり。ありけるしばとあるハ。中旬(ナカゴロ)をひろ
くいつり。六月(ミナヅキ)一ケ月ていつるハ。後の旬なれど。中旬(ナカゴロ)を
もちばかりといつるハ。古(コトバ)の言(ヒ)なれりしなり。又
万葉集三の巻に。富士乃嶺(ツヒ)の雪に事を。
六月十五日(ミナヅキノモチ)ふ消ぬれバとよめり。是の月の事
なるべ。十五日をもちといひ。これも古(イニシヘコトバ)なり。

さて末十日ごろ月ごもりを。月隠(ツゴモリ)といつり。月の やうく
ふ隠(コモ)りゆ(ヨ)くなれバ。その中ふ三十日(ミソカ)ごろふあるを
ふ晦(ツゴモリ)と。月隠乃末(ツゴモリ)とをなり。

月隠(ツゴモリ)を法ごもり。

此ごろハ月ハ出るとおそく。やうく ふ
ふ入とすくなくなりゆくなり。月ごもりといふ。法ごも
り。月隠(ツキゴモリ)の意(コヽロ)なり。月乃かくれてなきをいふなり。
是。さて暦法ふ依(ヨリ)て。月ふ天(ソラ)の月乃一巡ごとふ結
束(キ)を。此九日六時あまりて。此九日ふ入あり。

此日をハあらざる故よ。此日を定めくるれバ。月
乃出入時の。先乃月よりハ遅くなりて。二月のなど
みハ。おそくて一日あるべしなり。曆よハ大小の月を
分て。二月より一月をバ廿九日として。晦朔をとるの
事なれども。皇國の上代ハ。たゞ日数よかゞくゝ
ばりしあるよゝ。ゆゑに月をゝく。朔のゝゝ色を一人
々今日ぞと見ひいるひとりハ昨日ぞと見ひ。今一人
ハ明日ぞとおりひとく。いとふ定めても。これ遠ふを
なりしゝバ。大小をあざれども。晦朔のみぞれり

をなり。
かくして一月ゝハ定めてゝれども。月ゝ行あもなく。これハ
伊勢の月をそゞめをりとて。次第もなく。四時ふも行ず。
たゞ一月くゝと経ゆく。行ゝて。すゞて年ゝ月めぐりゝハ別ふな
ゝ事。行るバこれも十二ゝび。めぐれバ。大ゝとふ一年なれども。
年の事ゝハ。十日あまり日数のゝゝざるなり。
年の一めぐりハ。曆の立春ゝり立春の行きまでるれバ。三
百六十五日三時ゝて。上伴の十二月の日数。三百五十四
五日なゝハ。十一日ばかり乃きゝ色なり。

つゐ小四時の始終とハ、おとれさぶらつてゆきぶひてゆ
とハ秋乃ゆふ月ゆ月ゆ。天の月ゆ。月隠の末月立の比
ゆゑみどの時もあり。されどゆやよりてゆふ月ゆ月ゆ
ばゆれハ、ゆもこれゆゆあゆ。かくてゆずゆむ月ゆ
かく二ゆゆ別てゆゆ月ゆれバ、閏月といふゆを加へ
ざれども、年のめぐりはさだまりゆくゆとなりき。
ゆくゆゆゆ月といふゆる方乃来経も、朔望晦、まゆさハも
じゆゆつゆゆ中ゆ末つゆゆ。ゆもいゆゆのゆゆて、これゆゆ
いくゆの日ゆくゆとゆゆ日次ゆなりゆ。

此一月を三つゆゆゆゆゆゆゆゆて、日次ゆなりし
定めハ、中昔までゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
春下なりひゆゆの弥生乃弥生ゆ出ゆ。やよひのつごも
日ゆを月て、年ゆハ、去ハいゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ。
そのゆゆまでも、月乃末つ方をもろく晦といひし
ゆゆ。三十日の日ゆりハ前の事なれども、月出ゆは
晦といふゆゆ。御る世後の世乃釋ゆハ、此日乃日
ゆれども、ゆゆハ、ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ
乃ゆを、ゆゆずゆて、ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

書なぶ(ブミ)ぞ。一月を正つゝ分て。朔十日九日晦。
と。ゐろくいてる事もおり。いせ物語に。上より引
るゞ。六月(ミナヅキ)のもちばりといへるハ。ちゝみく。又時々
やゝひのたいてらゝ。七月の十日ゞり。ゐゝど
みゝ。さつきの晦。ゝ。志ゝす。純晦。ゝ。
時々みな月のはゞゞり。かゝゝ。月。純晦ゞゝ。
時々やゝひの晦。ゝ。ゐり。ゐゝどいてる。後の世のゞ
く。ゝゝ。一日ふゝぎゐる。ゐゝ。ゝゝ。ゐゝく
晦(ツゴモリ)。ゝ。ゞ。同じ日。ゝ。ゝ。ゝ。ゐゝ

ふの日記に。つゞりふ。ゐゝ。ゝ。ゝ。
ゐも見ゝ。廿八日。ゝ。ゝ。ゝ。晦。ゝ。ハ。
下旬(スエツカタ)。ゐゝ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。
ゐ。又源氏。ゐゝ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。
といてる。ゐ。七日。ゐ。月。ゐ。
ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。
ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。
ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。
ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。
日。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。ゐ。

さ毎あり。又鳥羽殿乃御ふ。十二月廿二日のるを。
はごりふなめめれどいろ。又狭衣も。晦よ
ばりめれどいひく。夢みるごかて月もさやうの
ぬしいろり。もし卅日乃日なるむよ。月ハあるべく
ぜこそかるをもてまるべし。上つ代の定まり純な
ぐへの御まりし那を。ゆかり十日比廿日比といひ
て。ゆるく用ひるもおろく見。それもいぐへハ同
じことなり。又今の世も。月の内を始つる井で
ろ末つること分いふとあり。月ふのをいひて。かれ

事ふををとくいをねてばなり。これも右乃
云ふ所こそあるたるべし。
そもく上の件乃ごと。季れたるなどもきいやふふあ
ば。月次も日次もなく。又ゆ天の月ふよる月ハ者しら
ども。別事をてはりつるなど。をべて事たるなよ似ることれ。
然ふふハ。ろ川毎やくふおちるきをよ求よする。後の世の
人をてはを。上つ代を。人のこころも何も。たぐ和ろく大
らうふなむ者をれバ。さて事ハあり。
をべく世の事ハ。はをバあるまくふを附よくハは

然れども又ある物に名づくるにも立(タチ)そふを。なけ
れバ。なきまゝに事ハ有りて。わけらひなきハかく
まて傳はれるゝもあるものなり。たとへバ今の世
に。山寺人ののぼる坂などに。道乃ほどを知らにきざ
みて。幾町(イクチヤウ)くと志るせる碑(エリイシ)を立(タテ)るところ
かしこにあり。またき大道(オホミチ)りしハ。おほく一里塚(イチリヅカ)といふ
物有て。いづれも行かふ人のまづ目とむるを。此大(オホ)
道(ミチ)ゆく人まで。一里塚ありて事ふりて。かれ一町でなれ
志るしなくて。手着(タヅキ)あしとハさらに思はず。又すべて

の道りしハ。一里塚ぶにかなふが多かれど。これにて
なきまゝに事ハ有りて。あしかバとハ思はぬ
がごとし。

まことに定なる月とよれ月と。年の来経(キヘ)るを。
志ひく知る川よ合(アハ)をわざなどもなくて。たゞ天地(アメツチ)の
あるがまゝにふくなむ有ける。

此二方(フタカタ)を暦に一つよ合せたるハ。いと宜しきに似て
まども。陶として天地のありかたよりハあらぬなりしから
一つなるべき事てあかりなりせバ。いとよりおのづから

そのあるべきかぶさはあるべし。おのれさだめらり
きたるべきかぶ必別事まもて者ぬべきまわのあるも
あるべし。さて上件上つ代乃事強のまぶりを
いつる。けるる古き傳流のあるもあるべ。おのれと
しるべ。此事ばいつ〳〵くもひまりて。年月
をかくよ思ひ免ぶ〳〵して。おのひえるおもむ
きあり。されどそハ者いまり者ぬむ。今おしえる
おハきるべきまりあるべしもをもるぬ人をあ〳〵
ば者べられどうれ〳〵あるべ〳〵ぬ

わざおぼえ。
これぞこれ天地乃をぶ免時ハ。皇祖神乃造りし
て。まぶ此ハ受け授けおきたる。天地乃おのゞ〳〵此
暦ハ。てのうち此ハ免なるべし。人の巧をて作るる
よハ〳〵ざれバ。八百万年を強ゆをども。いさゝか
もたがはずして。あ〳〵るべ。此ハ免なるいさきもなき。世ハ
みをき免ぶ〳〵あ者真の暦ハ者る。

皇祖神すめろぎ。いざなぎ乃大神いざな
みの大神をゆした。

もろ〳〵はかるもの暦といふは、神の示し
打見張るみよりしてて、聖人のかのがんもて作りて、
民に時を授けとう、とまぎるといふ色れど、上件の
ごく、天地のおろがりなることをみりて、民に授
きざれども、時をばうごかしよくきるてしをふく、
すべて去年まれおきし青菘の花乃咲るを見て
ち、菖代時をきり、庭をうおきし麥の穂乃はら
ちをしをうくは、田植るときをきり、又その稲の刈
時をもて、麥まく時をきるがめく、年ふるし

もてゆくばいそぐら其時くはもりぐるきてはあく
ま、蕎麥ごとに育づまるを、あかあるをとをしふ
ふる、すべくかの歩人乃こをなわりはちくその暦は、
月の大小と閏月とをりて、殺晦と節気と遠ゑ
ごく、をりのはをもてゆくをぎいも巧りはあ
をれども、犯歳差をぎをいはて育て、数十年を強
ぬれば、一度といふ程づきひゆくを、後の世りは、
はぎくふ此あるをみをくぬぬしども、考へつく
ををはるはざれば、をりくにその暦あらめぐて

ゐるなれば。又北斗七星の斗柄いすゝ一ゑ。子の月ハ
ハ子の方より建し。寅の月より八寅の方より建ちりゆ
いつるを。今の世より八寅の月ハ寅乃ゝゝより八建さだて。
丑の方ハ建ちゆいつる。これ妄説よあらざるなり
ゐるゝ所わ。されバかゝれても。数千年を経れバ。
かくあるひゆくゝゝ見てきれバこれ所ゝ所あり。
今までハたゞひたゝゝ考へ居るとのみ思ふたゞゆく。
まゝ数千年を経る間ハ。あるひゆくゝゝ
あるゝゝ所わ。かくゝゝバ月日星の巡りも何も。

後より八次序なく。みな乱世ゆくゝゝ
ふゝゝれど。然より八所ゝゝ。ゝゝ月日星のめぐり
も。皆ゝゝ巡り首ゝ。いく万代を経ても。いさゝも
あらぬ。初より八あらざれど。数千年のゝゝふるゝ
ゐるとも。然たゞひゝて。ゝゝ八ゝゝ。ゝゝ
ゝゝ。それも。ゝゝ定まりゝゝゝれバ。ゝゝ
ゝあるゝゝ八あらざるゝゝ。ゝゝ。ゝゝ
十日ゝゝ命あらむもの。天ある月の。形も出入
ゐ時も。ゝゝゝゝりゝを見ゝゝゝあるひゆく

ゐる那かゝしもそなりて後ハいうふなりゆきあむ。
とうゝゞふがおゝし。おのゝが命のみゞらうて又昭乃
ゞくありうるを。えゐ見ざるゝゝ孔鏡ひなり。然也
バ曆法といふあゝ。數多年を隔てゝ孔數多年
乃經ふあゞつるゝゞくものゝ。みなよ復るをいくゝゞび
も強てゝろをずハまてゝふ考へまハ免むるハえ
ゐゞゝゞゞ。又考へのゝ精くなりもゆくまふく。
さきゞ考へのあゞつるゝ孔。つぼくゝよえて考れ
つゝ。はひゝ畫ふよゐゞゝゞもあゝぬゝゝれも

又。あるゝゞゞゝくよゆの方ふゝりゐゞりて。來
しかゝの精しゝもゝ。ハゝふくゝふ粗りるゝゝの。
ゐゝゝれゆくゝりあり。かゝてゝひよゆの域よ復
星著むゝ時りゝ。皇國の上つ代乃大ゝゝなりゝる
定まり孔。まゝある時ゞゝさゝりなむゝ。但これ
らハゝ孔ゝゝゝを孔てゝ倫ふ孔りゝそれおゞゝも
ゐゝゞ。ちゝくハつゝ。月と孔命氣と。天の月り
よ孔月とを。正しくハ合ゝてゝなゝゞ。国月を
おゝ命ゝとする事ハりハ。まゝ月のゝゝゞび貢て。正月の

始めは十二月の中氣、七月の末ハ、特その月乃
節氣なり。かくて望月を定てさだめたるハ、文書
月のめぐひ者て、其中おさまりても同じ事
なりこれをもうれ、その特しさの左きばるその
なるを也。されバ近き代りてハ、ばらの法りて
も、世この曆法ハ、年の末節と天の月よりる月とを、一
つ一あくせく、天の月よりる月乃ろをもひまてせる
を、よろしくとしてあるを、考へ出る人も出来ぬハら
ばぐよりの方よめぐりくるまりなり。

然有りを、やくぐりて、のろうれ法書ありまう
で、基く後ハ、のろ乃さぐ色ハなりひてぞ、一ヲ七を十
二月とハして、その月次を四時ふぐりつぐて、
のろうろ乃十二月ハ、天の月ふする月をとりて定めるる
を、皇國ハてその月をさぐまりハ特のてのれまの
ふ、年れめぐりふまるさぐひて、曆の節氣と回りき、
むつきまきさうばるぐしと、その月ろ乃名をも定め
ぬれまりける。
をぐくこれを月とあづをくれしても、そもふの

ふるのうへ、みてみも、なりの天乃月
ふるの月といふるのの者つれバ、その名をそめるよ
毛者一一乃紫名集りむ月しりとしるるゑ。
月よ立といふもこて社始なる。
代時よりそ春菜月秋菜月あぐく月の名とあぎ、又それ
を季へ分ていふことなどもそぐまりる。さて代月ごと乃
名ども、古事記書紀などの所よハ、一つもそなるハなりしど、
そハなぐづくもれるふこそ所のあ、なるいとみるそれバ月次の
定まり世ものなるべし。乃紫集よハありくそなり。

代名ども、ものろこ、みてこ、あぐ、やぐく正月
二月三月あぐ、こそ、きまこ、さいあ、で。
所、ふま、きく、むつききさらぎ、やよひ、ぐく
しもつき、ゆきなる、上よいつるでく、物の次第を
一二三なぐいふこハ、古ハなり、こ故なり。
さてかく月次のさぐまりて、月こそ名ども出来つれ
ども、乃天乃月よりる月ぬ、此月次こハ、別事なり。
又いくつの日ぬ、ふ日次、一月の日数乃定まり、ざりし
など、これ、こハうるぐ乃まりみくなむ者る。

此時より古の月次をさだめ月乃えをもつきゝ
をしゝて年をふゝ暦を用ひゝ始めかゝの月を一つ
みはゝを日次をもとゝ定めゝるべきよ特さば
あやまで八及ばざりしいかゝみていとりまくゝ
みわぶるも久しゝなれ来つる事八多岩らゝて
そらゝ数ゝりぬるハゝ月ごとにきるゝひる
ゝ神代ゝ月ゝ月ゝ川あゝゝゝるよたれきる
世中ゝ月ゝゝゝゝ日次なしきやゝゝ定ゝり月
乃大小閏月などいつ事乃出来しゝむよハ中と

あゝゝゝゝゝゝゝ中ごろ月ゝゝ何ゝゝ俄よさ
までハえゝゝゝゝゝゝ年の来経の月
次なし天の月よりる月しハゝゝ別事ゝゝゝば
正月の朝八月乃望の夜十二月の晦なゝゝ朝望
晦を月の名ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
き八行るゝゝ後ゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ乃何ゝゝ其ゝゝゝゝゝゝ月次乃
月の名朝ゝどいゝゝゝ天の月よりる月のゝゝ
ゝゝ月ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝの月ゝハ長き短きゝゝ

しなきバつゝしみおそれさまでうらて。ひとくハあらぬ
ゆゑ稱バゝあるとひきひとく志ら某月の翔晦などゝ
始つ方ゝ神代ゝ書つゝゝ。ゝ年月へぐゝかりぬべし
そもくゝこゝ純月次の代ぐゝりはるハいづれの御代ゝ祭
ゝゝとゝさぐゝふハ志りぐゝゝゝれども。暦をゝらひそめ給へ
ゝゝ代ゝりハゝるゝふ古へ乃事ゝハゝるゝれバ。
古事記の長谷朝倉宮の御時ゝ。引田部赤猪子
といひしゝ嫗の八十年乃前ゝ事を。天皇おゝせ
言ふ。其年芸月しはゝるゝをゝれバ。そのゝゝゝゝく某

ゝゝいふゝぐゝまり代ゝ事志ゝれゝゝ。
ゝゝハ難波高津宮の御世乃てゝゝもやゝゝゝゝ。
その御ゝ。軽嶋の明宮の御世ゝゝゝ。和
尔などゝいひし人ども多く来ゝゝ。ゝゝ記て
皇子ゝゝゝふゝゝゝ書を殺へまゝりしに。いゝ
ゝゝゝゝまゝ事。又伊波礼の若櫻宮の御代よ
ゝ。ゝゝゝ史をあゝて事を記ゝゝゝゝゝ。古記
ゝゝゝれバなゝ。古事記ゝ。息長帯比賣命の。
紫の末羅乃玉嶋川ゝて。年魚を釣ゝる事

を記し給ふ。當四月上旬といつるてゝ有るハいまゞ
かゝ書の誤りまゝでこゝぬかゞてて。月次も月と
ハ名もなりし代なれバ。四月と有るハそのうゝ純
詞しハあるべし。其次の文に。故四月上旬之時。女
人ゝ釣年魚至于今不絶也。と有るをもて見る
よ。後世でさる事ゝあるゞ。四月上旬なるゆゑに
て。その始をも。其月のあるべく御り侍へるその
なり。ゆゑ〳〵で。夏のもとゞ色なりて侍るを
ゆゑ〳〵きむり。

ある甲子とゝ云ふをもらひてゞ色なられしも。同じ
清代なゞもより純てゝ〳〵世ゝ。
甲子とハ十干十二支をつゝ合せ。曆ゝなくとも。年を
月との甲子ハ定色つゞ〳〵。さてゝこしも。あれバ有るまく
ふ。あゞ月のきふ似れども。なくハ又ありまゝふ。事
ハ月ゞ〳〵。それよりさゞ〳〵ゝ理をいつゝ。侍の
ゝ〳〵ふ乃ゝをるれバ。ゆゞをつゝふまゞでもあゝゞ。
かゝゝ又あるゝ清世〳〵を御へく後に。曆をもらひ
てゞ色なられるゝ。

もろこしの正史みな皇國より渡りまゐで來つる
なり。まづ師木嶋宮の御世の十四年に、曆博士、まゐる曆本
をもてきたりて、百濟國より勅ありて、同十五年に曆、
博士固德王保孫といふ人まゐで來つることあり。
これや始なりきと。されどいまだ世に行はれざり
しを、又小治田宮の御代の十年に、そがのうまこの
勅勒といふ人まゐで來て、曆本をもてきたりしを、陽
胡史の祖玉陳といふ人、僧より曆法をならひ
て、事なりぬべきこと、此時も、唐さしくられ

を用ひて、世よあこがれをば、政
事略略、此御世の十二年正月朔より、始めて曆
日を用ひたまひしより見るべし。
月次乃月とは、天の月なれば、新月を
もていくらの日といふ乃日をいふ日次も、一年一
月の日數も、こよみまでもうけ定まりて、ようやく今
乃ごとくにはなりぬる。
御ふみを書紀には、神武の御宇にて、是年也太歲
甲寅、冬十月丁巳朔辛酉とゝ、辛酉年、春正月庚辰

翔天皇即帝位於橿原宮するをそのはじめとし。
もべて上つ代の事ども。皆年月をさだめ。又
甲子ふるこゝて。日次までをさだめたるハいと
もいとまゝなるこゝし。そもくこれらの後の世よ
りさかのぼりて推つゝ。長暦といふものをもて定
めたりけ。世の人もてもてなすこゝろ思へれど。ま
だ遠代くの年の数も。伝へくのこゝろ有て。さだ
かなるこゝ知バ。某年といふすゝうるこゝ。されど年
月。たゞくく一つの伝へ一つにて。定めがたし。

次に某月といふる事。上つ代にハ月次も月の名
もなかりしこゝば。いづれの月をば春とハ
なづけ。夏とハ夏とハ秋とハ冬とハ。月次出来て後よ。正月とハ
いひ伝へたりとせバ。それもさもあらむを。某日と
日をもさゝれたるぞ。いかゝとも解べきよし
なかりける。日次のさだまりたるを。世乃
事を。某日とハ伝へ。由あらえやとし
上つ代に月次日次なりきをいふ。みのゞ考
一を。信ぬ人もありるむ。いづくそのゆえとつゞ

ふさねて年を重ね、ながく暦としつゝあのたゝき世に
なれ、葉月の葉日し定むづきよりなり、月よ大ふ
を分ば、年ゝ閏月を加へぬれば、日次と天の月乃
免ごりを免ごのひ、又月ごの節気も、みなしごひ
ゆく免れしばなり、さて暦法にまりて見れば、
月の一めぐりハ、廿九日ゟ廿九日ゟ廿日ゟ廿日ゟ大小を
分ぎりて、いつも三十日を一月として、朔を定め
ゆくバ、一年の内ごとに、ゟ云日の免ごひ出来あく、
正月の朔々天の月よ合ふ、むも十二月よりな

ばバ、朔ゝせむ日、天の月を弦なるべし、かくして
もゆきて、五年ゟ有りてハ、又ゟのゟしきふ
ゝ年でも、そのあひだよハ、朔ゝ天乃月望ゝ
なり、下弦なりなれ、ゟ月望ゝ
さるゝもあり、朔ゝしてありなむや、又年乃
一免ごり弦来ぬ、三百六十五日三時なれバ、十
二月の日数三百五十四五日なるゝは、十一日ゟ
なり弦なゝ免ゟあり、免ゝひ十二月をふ三十
日ゝしてあ、於五日あまりの年ごり免あゝ我国月

なくして過すむすめハ時く社暑さ寒さすぶもみ
なやうくすぎひゆくく廿年のあがて
百日ばかりあがひ三十四年ばかりすはつひ
すぎ年世ゲもく。そしゑ世ばかりて六月
乃て乃十二月の涼ぶのでく寒さを。あま
夏六月やうひ十二月乃て紙六月乃でく暑
かくなるもなかなか十二月とひく雨ぬべ
しやうそ。ふれぶ。ゆろくく社ちくゆ他暦を
ちらひくを世なるそ。ゆくぶるす暦ふら

ら世すすは某月世ゆをしもぶふ天の月すよ
つくハさぶゆ世をまして某日とい
あすをバいふすそはぶゆむとする書紀を
よまむ人ふ。ふくく交のちろをえく。

天明の二ゝ也ゝ年ゆ月の十日ばかり二日の日

宣長考早

本居先生著述書之内板行出来

松阪 文海堂
皇都 華箋堂

字音かなづかひ　全部一冊
是ハ本朝の字音の事を委細ニ論しるしの考へ有るものなり

漢字三音考　全部一冊
是ハ呉音漢音并ニ唐音のことを論し附録ニ音便の始めのくわしくしるせり

玉鉾百首　全部一冊
是ハ古の人の意と古風の有百首ふるへるものなり

國號考　全部一冊
是ハ国号の訳どをくわしく考へしるせるもの

真暦考　全部一冊
是ハいまだ異國の暦法の法を考へしるせるもの
年月日の定めを考へしるせるものなり

菅笠の日記　全部二冊
是ハ吉野花見の時の紀行なり

言葉の玉ぼこ緒　全部七冊
是ハてふとの事と委くしるせるものなり

てゐをは級績　折本一冊
是ハてゐの定まりを圖ニしるせるものなり

大祓詞後釋　全部二冊
是ハいと多き中臣祓の注へ

ゑひらく毛　全部一冊
是ハ新并ニ文の例ニ近世の説を捨て誤り来れるものを正しくしるせる例を教へるものなり

神代紀うぶ七山蔭　全部一冊
神代巻ニ出し給ふ七山蔭の事をしるせるものなり　折刻出来

玉鉾百首解　全部二冊
門人 稲掛大平作　新刻出来

寛政十一年己未初秋

發行書林
勢州松阪日野町　柏屋兵助
京都三条通柳馬場東入町　錢屋利兵衛